

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

規則	
○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則	五〇九
告示	
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	五〇九
○土地改良事業計画を変更することを適当と決定した件	五〇九
○保安林の指定を解除する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	五〇九
○道路の供用を開始する件	五〇〇
福島県公安委員会	五〇〇
○道路交通法により運転免許取得者等教育の認定をした件	五〇一
○道路交通法により運転免許取得者等検査の認定をした件	五〇一

## 規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第七十四号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。  
別表第二あぶくま信用金庫の項中「、東支店北原出張所」を削る。

## 附 則

この規則は、令和六年十月三十一日から施行する。

（出納総務課）

## 告 示

### 福島県告示第五百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年十月二十九日から令和七年二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。  
令和六年十月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ本宮店 福島県本宮市本宮字万世二百二十四番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） マックスバリュ南東北株式会社  
代表取締役 打海 直也

（変更後） 宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番三号  
代表取締役 小林 健太郎

イオンビッグ株式会社  
代表取締役 小林 健太郎

愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号

三 変更した年月日

令和六年三月一日

四 届出年月日

令和六年十月二十一日

五 届出をした者

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第五百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八條第一項の規定により、榎葉町土地改良区が榎葉町土地改良区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間  
令和六年十月三十日から  
同 年十一月十八日まで (二十日間)
- 縦覧の場所  
榎葉町役場

(農村計画課)

## 福島県告示第五百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定を解除する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年十月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 所在の不明な者の氏名  
吉田哲三 佐藤勉 中野アイシ 長谷部トラノ 佐藤マサエ 佐藤米作 佐藤明  
佐藤由一 佐藤源一郎 佐藤辰雄 佐藤伊佐男 佐藤庄右エ門 吉田清美 三瓶日支  
秋 長谷部修一 長谷部マサ子 長谷部嘉代太 長谷部新 長谷部保信 長谷部正一  
郎 長谷部享 石谷英雄 三瓶孝正 長谷部一三 長谷部艶男 長谷部勝美 三瓶光  
義 長谷部悟 長谷部フサエ 佐藤リツコ 佐藤豊子 長谷部エツ
- 通知の内容の要旨  
1 保安林の指定を解除する予定であること。  
2 解除予定保安林の所在場所、指定された目的及び解除の理由については、保安林の指定を解除する予定である件(令和六年福島県告示第五百三十三号)によること。  
3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

## 福島県告示第五百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和六年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道いわき上三坂小野線	いわき市泉町下川字大剣三七六番地先から 同 市泉町下川字大剣五六番一 二地先まで	令和六年一〇月三二日

(道路計画課)

## 福島県公安委員会

**福島県公安委員会告示第104号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者等教育の認定をした。

令和6年10月29日

福島県公安委員会委員長 江尻陽子

- 1 運転免許取得者等教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等教育の業務を行う施設の名称及び所在地  
名称 新常磐交通株式会社自動車教習事業部 常交自動車学校  
住所 福島県いわき市内郷御厩町川向10番地  
代表者の氏名 高野 公秀  
施設の名称 常交自動車学校  
施設の所在地 福島県いわき市内郷御厩町川向10番地
- 2 認定をした運転免許取得者等教育の課程の区分及び名称  
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）
- 3 認定年月日  
令和6年10月18日

（運転免許課）

**福島県公安委員会告示第105号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、運転免許取得者等検査の認定をした。

令和6年10月29日

福島県公安委員会委員長 江尻陽子

- 1 運転免許取得者等検査の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等検査の業務を行う施設の名称及び所在地  
名称 新常磐交通株式会社自動車教習事業部 常交自動車学校  
住所 福島県いわき市内郷御厩町川向10番地  
代表者の氏名 高野 公秀  
施設の名称 常交自動車学校  
施設の所在地 福島県いわき市内郷御厩町川向10番地
- 2 認定をした運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称
  - (1) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）
  - (2) 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）
- 3 認定年月日  
令和6年10月18日

（運転免許課）